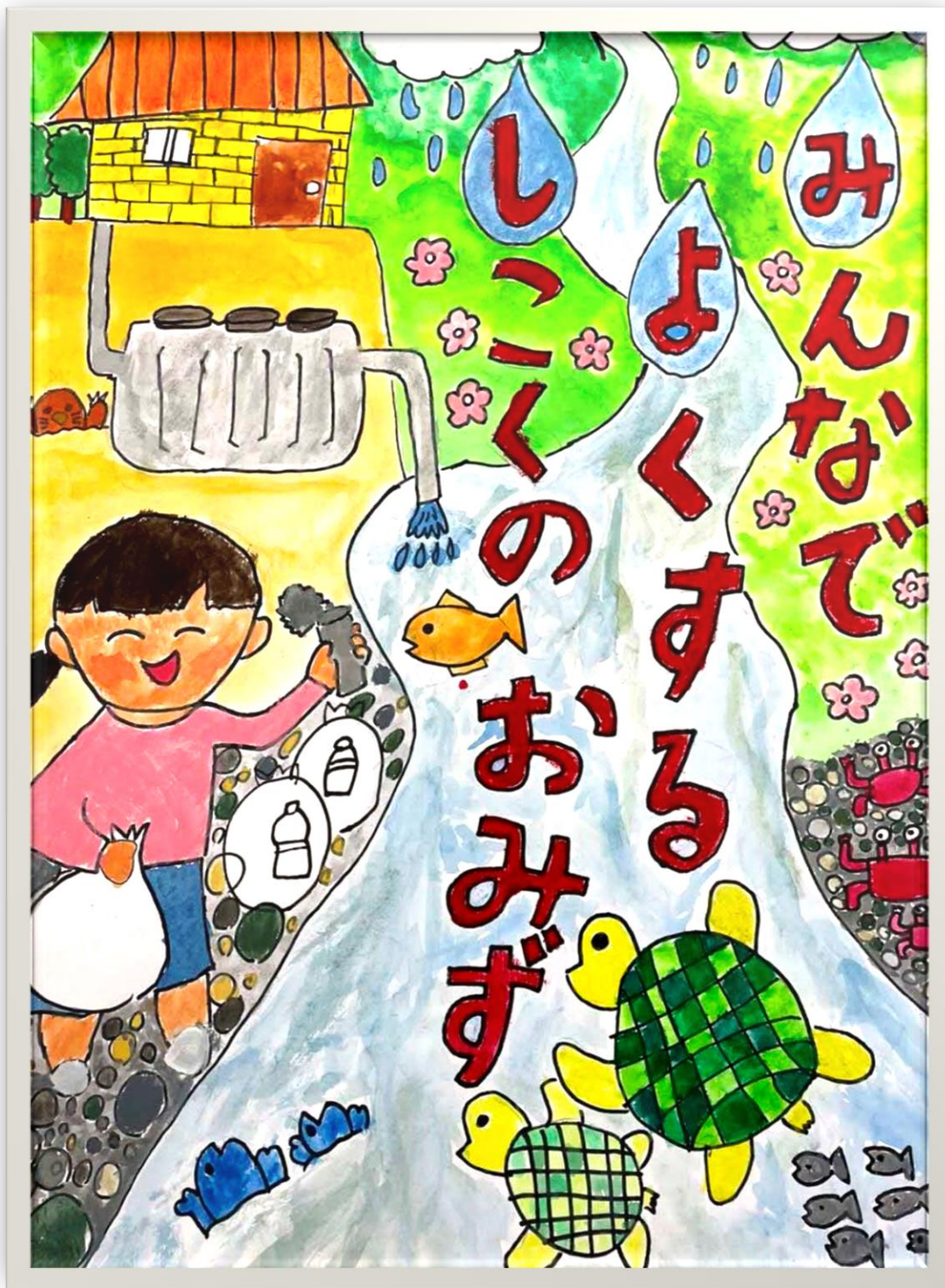


三好市浄化槽市町村整備推進事業（PFI事業）
モニタリング結果（令和3年度）
報告書（概要版）

令和5年3月



▲(株)三好浄化槽ネットワーク（SPC）が令和3年度に実施した
「みんなできよくする しこくのおみず」コンクールの応募作品

1. モニタリング（業務監視）の重要性と目的

三好市浄化槽市町村整備推進事業（以下「本事業」という。）は、平成27年4月1日より、株式会社三好浄化槽ネットワーク（以下「SPC¹」という。）との官民パートナーシップに基づき、PFI事業で実施されている。事業計画期間の16年間のうち、今年度が8年目を迎えたところである。

三好市が事業者募集の際に示した「事業者募集要項」等により、事業期間中、SPCが提供する公共サービスの水準について、市の「業務要求水準」及び応募者の「提案内容」に基づき、適正に実施されているかどうかを市がモニタリング（業務監視）を実施する必要がある。

モニタリングは、一般的に、事業期間中において、施設や設備の不具合やSPCの財務状況の悪化等の事態が発生する恐れがあることから、このような事態を未然に防止し、サービスの質を維持しながら、不具合が発生したときに適切な措置をとるために重要となる。

したがって、モニタリングの実施により、適切かつ継続的に公共サービスの水準・価値が維持されることで、生活排水の適正な処理や流域の水質改善はもちろんのこと、地域経済や住民の生活の質を高めることにもつながっていく効果が期待される。

2. モニタリングの方法と基準

本事業におけるモニタリングの具体的な方法は、関係図書である「事業者募集要項」、「業務要求水準」、「提案書」及び「三好市浄化槽市町村整備推進事業PFI事業契約書」（以下「事業契約書」という。）に定めるサービス水準を確保するため、市とSPCとの「事業契約書」とは別に、モニタリングの内容について双方の合意の上で締結した「サービス基準合意書（SLA²）」に基づき、評価・運用を行うこととしている。

評価の結果、SPCが提供するサービス水準が関係図書に定める市の「業務要求水準」を満たしていないと認められた場合には、市は、SPCに対して業務改善要求を行うことができ、事業者は速やかに対応することとされている。

また、適切にモニタリングが実施されることで、継続的に事業の評価が行われ、速やかに修復・改善がなされ、事業が長期的に高いレベルで実施・推進されていくことが期待される。

3. 令和3年度事業の実施状況に関する調査及び評価

(1) 浄化槽設置業務

① 浄化槽設置基数

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に設置された浄化槽基数は96基で、PFI事業開始後（平成27年度以降）の総設置基数（累計）は、695基となった。

なお、令和3年度の目標設置基数である 220基 に対しては、43.64%（前年比+6.97%） の達成率となる。当初計画では、PFI事業を市内全域に広げることで、単独処理浄化槽からの転換がより加速するものと思われたが、令和3年度では、長引く景気低迷とコロナ禍、急速に進む人口減等により、想定より住宅建築需要が伸び悩んでいることが目標を下回った要因と考えられる。このほか、依然として維持管理費用の面が足かせとなり、単独から合併への転換メリットを感じ難い層の取り組みに依然苦慮している現状がある。

「事業契約書」第28条の規定により、設置業務については、「ペナルティ」の対象となった。

¹ プロジェクトを遂行するPFI事業会社（特別目的会社：SPC=SPECIAL PURPOSE COMPANY）をいう。

² サービスを提供する側とその利用者間に結ばれるサービスのレベル（定義、範囲、内容、達成目標等）に関する合意書（SLA=Service Level Agreement）をいう。

また、令和3年度における人槽別の浄化槽設置基数は、表1のとおり。

表1_人槽別浄化槽設置基数（令和3年度）

浄化槽の規模	設置基数（基）
5人槽	56
6から7人槽	21
8から10人槽	4
11人から15人槽	4
16人から20人槽	1
21人槽から25人槽	0
26人槽から30人槽	1
31人槽から40人槽	3
41人槽から50人槽	3
51人槽から168人槽	3
合計	96

② 単独処理浄化槽転換割合

令和3年度に設置された合併処理浄化槽のうち、単独から合併への転換された基数は32基で、このうち転換補助対象は26基、住宅関係を含めると29基であった。PFI事業契約に基づく転換割合では、30.21%（住宅関係：29基／設置基数：96基）（前年比+2.94%）の実績であった。令和3年度における単独転換状況は、表2のとおり。

単独転換割合については、「事業契約書」第28条に定める基準の「30%超以上」に該当するため、「基準価格の1%増額」（インセンティブの対象）となった。

表2_令和3年度 単独処理浄化槽転換状況（※住宅関係の転換基数）

区 分	転換基数・割合
転換基数	29基 ※
目標転換基数	66基
単独転換割合	30.21%

(2) 維持管理業務

① 維持管理基数

維持管理対象基数は、令和3年度以前（平成16年度～令和2年度）に市町村設置型整備事業で設置された浄化槽1,161基のうち、設置後に廃止された浄化槽5基を除いた1,156基に、令和3年度中に使用開始の94基をあわせた1,250基が維持管理対象基数（累計）となっている。これに休止状態の58基及び令和3年度に設置したものの年度内に使用開始がされなかった47基を除いた1,145基が令和3年度末の維持管理基数（実績）となる。

表3_令和3年度 維持管理基数

区 分	維持管理対象基数
平成27年度以前設置	562基
平成27～令和2年度間設置	599基

設置後に廃止	△5基
令和3年度新規管理対象	94基
維持管理対象基数（累計）	1,250基
設置後に休止の状態	△58基
次年度で使用開始	△47基
維持管理基数（実績）	1,145基

② 事業実施計画との比較

S P Cから提出されている「維持管理業務計画書」（令和3年4月提出）における予定維持管理基数と実績維持管理基数の比較は、表4のとおり。

予定維持管理基数1,277基に対して、実績維持管理基数は1,145基となっており、計画値の89.66%（前年比+2.74%）の達成率となる。これは、浄化槽設置基数（実績）が7年連続で計画設置基数を下回ったことが原因である。また、新築家屋等で浄化槽は設置されたものの、使用開始が次年度にずれこんでいる浄化槽もあり、目標達成には至っていない。

表4_S P C事業実施計画との比較（維持管理基数）

	令和3年度
予定維持管理基数	1,277基
実績維持管理基数	1,145基

③ 法定検査の結果

令和3年度における法定検査（11条及び7条に基づく定期検査）の結果は、表5のとおり。

表5_令和3年度 法定検査の結果

	基数	適正	概ね適正	不適正
11条検査	1,057	905 (85.62%)	142 (13.43%)	10 (0.95%)
7条検査	88	62 (70.45%)	25 (28.41%)	1 (1.14%)
合計	1,145	967 (84.45%)	167 (14.59%)	11 (0.96%)

わずかに「不適正」が見受けられるものの、維持管理状態は、「適正」及び「概ね適正」が全体の99.04%（前年比+0.55%）を占め、検査状況は良好である。なお、維持管理業務の数値目標の達成率については「事業契約書」第34条の規定により、令和3年度はインセンティブの対象となった。

（3）浄化槽使用料徴収業務

令和3年度における浄化槽使用料収納状況は、表6のとおり。

表6_令和3年度 浄化槽使用料収納状況

区 分	令和3年度
収納率	99.69%（前年比 +0.06%）※
所定収納率	98.44%

※注：収納率は、徴収額を調定額で除した割合

使用料の収納状況については、「事業契約書」第41条の規定により、令和3年度は、所定収納率を超える実績となったため、インセンティブの対象となった

4. モニタリングの審査項目及び内容

(1) 業務要求水準書及び事業者提案書との比較調査

調査の方法は、事業初年度に市とSPCが協議・合意のうえ取り決めた審査項目に基づき、今回は、令和3年度の実施状況からSPCが業務要求水準書及び事業者提案書に対するセルフチェック（自己評価）を行った結果より、市が未実施・未達成項目を審査項目として抽出した。

次に市が未実施・未達成項目を中心にモニタリングを行い、「令和3年度モニタリング結果(案)」としてまとめた。

令和4年12月15日に三好市役所で開催された「令和4年度三好市浄化槽市町村整備推進事業PFI事業モニタリング委員会（以下「モニタリング委員会」という。）」において、調査結果の報告を行い、各委員より意見を伺った。

令和3年度における、業務要求水準書及び事業者提案書に対する実施状況は、おおむね審査項目に基づき適切に実施されている。一部の項目については、事業の実績や結果を踏まえたものとするため、令和4年度以降に実施が予定されている。

「△（令和4年度以降に実施予定）」及び「×（未達成）」となっている主な審査項目については、次のとおりである。

また、これらの審査項目に関する各委員からの主な意見は、次のとおりである。

審査項目（案）	主な意見に対する回答と今後の方針
合併処理浄化槽の設置状況（年度別設置目標数に対する達成状況等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目標基数と実績基数の乖離については、これまでの委員会でも指摘を受けているが、2,720基という目標基数はPFI契約事項の重要な数値になっており、同基数を変えることは契約事項の変更に關わるため、市としては慎重に検討したい。令和4年度では申請受付件数が150件ほどあるが、実際は申請者の都合で設置が年度を超えてしまう場合も多々あるので結果的に設置件数が少なくなるという状況がある。 ・ PFI事業の開始よりコロナ禍やウクライナ情勢等で厳しい状況が続き、予想より合併浄化槽の整備基数が減っているが、県全体の浄化槽普及率（設置率）をみると、PFIによる浄化槽整備では効果（新築に伴う設置基数が減少している一方で単独転換による設置基数は伸びている）が現れているので、そうした部分も踏まえ、次年度以降ではPFI事業効果をよりわかりやすく紹介していく。 ・ 事業開始よりコロナ禍等を経験し、人との接し方や工事を取り巻く状況が変わってきているので、そうした状況を考慮し、今後は業務要求水準書及び事業者提案書に関するチェック項目の見方の見直しを市とSPCが協議して検討していく。

審査項目（案）	主な意見に対する回答と今後の方針
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換状況について	単独から合併へのメリットを感じにくい厳しい状況の中、単独転換割合の3割はよく向上させていると思う。これには30万円の配管補助金の効果もあり、非常にいい結果につながっている。
住民への普及啓発及び使用者への周知方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・長引くコロナ禍で住民説明会や普及啓発が十分取り組めない中で、代替策としてSNSやホームページを活用して普及啓発に努めている。今後はさらに動画を活用したPFI事業の紹介を行う。 ・事業開始当初に作成したSPCパンフレットを改定した。利用対象者が求めているポイントや知りたいポイントをわかりやすくまとめている。今後は改訂版パンフレットをホームページやタブレットで有効活用する。
合併処理浄化槽の維持管理状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・三好市はPFI事業により公共浄化槽の維持管理体制が整っているので、県下全体の法定検査結果の平均値よりも高い数値結果が出ている。適正な維持管理を実施されていることは、周辺の水環境の向上につながっているため、今後も市とSPCが一体となってこれらの状況を維持していく。 ・浄化槽設置後の休止や撤去が増加してくる場合、市の事業運営上の問題が生じてくるので、令和6年度からの浄化槽事業会計の会計方式が変更（公営企業会計へ移行）に併せて、資産のあり方、減価償却等の現状把握に努め、今後の事業運営を精査していく。
合併処理浄化槽の有効活用について	災害時での一時利用を具体的に考えていく。

（2） SPCの経営状況

本事業のSPCである株式会社三好浄化槽ネットワークより、令和3年度決算（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第8期）の概要について報告を受ける。評価については、SPCの通常総会で承認された議決事項であるので、当委員会では、報告事項に対する評価とする。

（2） 評価

決算資料により、令和3年度におけるSPCの財務状況としては、「健全な状況」と思われる。

SPCの健全な企業運営は、PFI事業を円滑に推進するための最も基本的かつ重要な要素である。今後、SPCは、事業の推進と財務の改善に努めるとともに、市としてもSPCの財務状況に注視していくことが必要である。

SPCの経営状況に関する各委員からの主な意見は、次のとおりである。

主な意見に対する回答
<ul style="list-style-type: none"> ・利益剰余金に関する市の見通しについて、現状では一定の利益剰余金が確保されているが、これらはSPCのリスク分担である浄化槽のフロア、マンホール蓋等の将来的な修繕に充てるための費用。今後は、予想される人口減により設置基数が減り、事業収入が減少していく中で、経年劣化が進む浄化槽が増えていくことで現在よりも修繕費用は増加する見込みであるので、これらのリスク回避のためにSPCにおいても一定の剰余金の確保は必要と思われる。今後も剰余金に関しては、現状を精査しながら、市とSPCにおいて今後の事業運営のあり方を考えていく。

(3) S P Cの活動報告

次代を担う子どもたちに、ポスター作成を通じて身近な水環境の大切さや家庭からの生活排水処理を担う合併処理浄化槽の必要性について理解を深めていただくため、S P Cが令和3年度より、市内小学生児童を対象に「みんなでよくするしこくのおみず」と題したポスターコンクールを実施した。令和3年度では7件の応募があった。



5. 本事業におけるモニタリングに関する経緯と今後の予定

項目	実施時期
令和4年度モニタリング委員会	令和4年12月15日
モニタリング結果(令和3年度)報告書(概要版)のとりまとめ	令和5年3月上旬~3月下旬
市長へのモニタリング結果の報告	令和5年3月下旬~4月上旬
モニタリング結果(令和3年度)の公表	令和5年4月下旬

6. 【参考】関連資料

資料1：三好市浄化槽市町村整備推進事業について

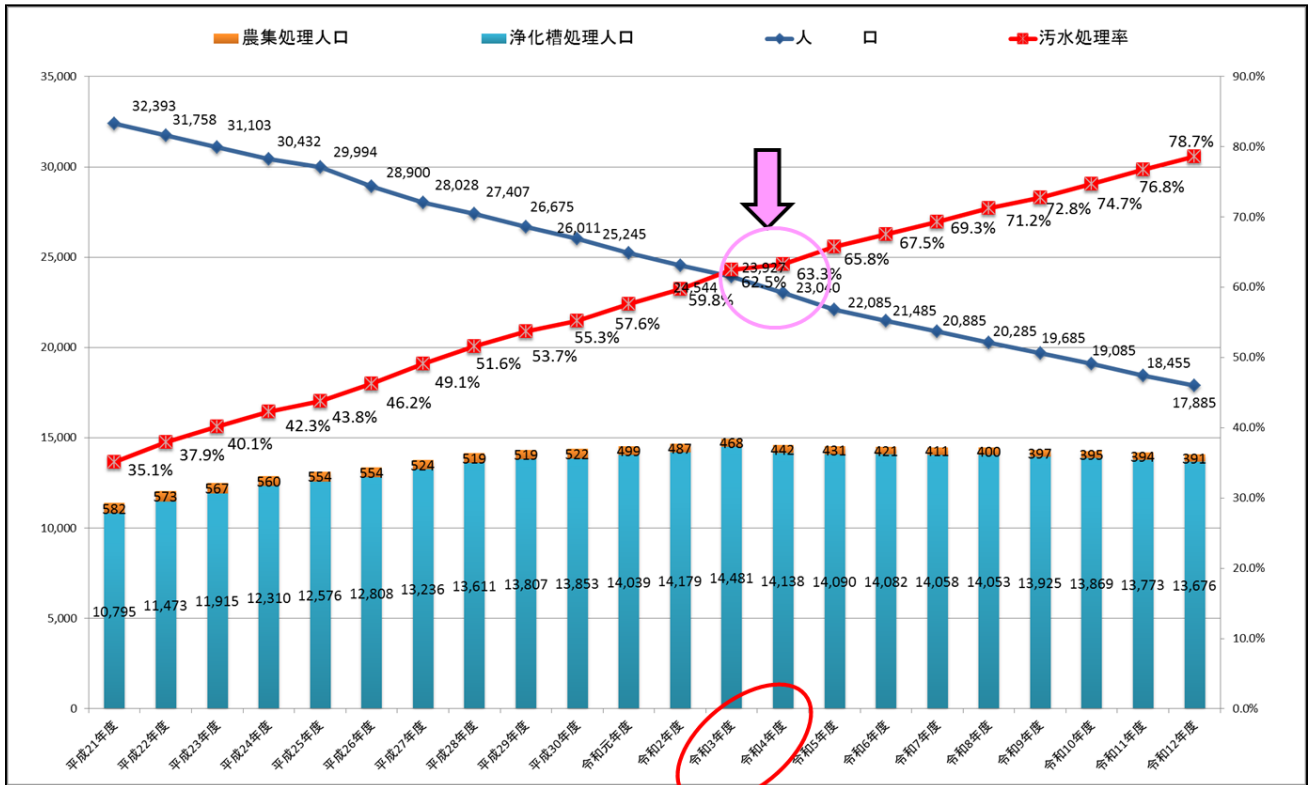
資料2：令和3年度P F I事業の実施状況について

資料3：浄化槽設置状況(平成17年度~令和3年度)

資料4：徳島縣市町村別汚水処理人口普及率(令和3年度末)

資料5：三好市浄化槽市町村整備推進事業P F I事業モニタリング委員会 委員名簿

三好市の人口と汚水処理率の推移(令和4年度時点)



三好市公共浄化槽(市町村設置型)PFI事業に基づく 単独転換割合の推移

